

## 有価証券報告書セミナーの開催状況



平成 23 年 3 月期の有価証券報告書セミナーを 4 月 5 日（火）～14 日（木）にかけて東京（3 回）、大阪、名古屋、札幌、金沢、広島、高松、福岡の 8 か所で計 10 回開催し、約 3,700 名の方々が参加されました。

このセミナーでは、まず、金融庁総務企画局企業開示課より「ディスクロージャー制度をめぐる最近の動向等」として、今般の東北地方太平洋沖地震の影響による有価証券報告書等の提出期限に

係る特例措置の説明、また、平成 23 年 3 月 31 日公布施行された「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 10 号）」（四半期報告の大幅簡素化）について講演が行われました。四半期報告の大幅簡素化は、平成 22 年 6 月に「新成長戦略」が閣議決定されたこと等を受けて検討されたもので、四半期報告書における非財務情報についての記載内容の簡素化、財務情報について四半期連結キャッシュ・フロー計算書、四半期連結損益計算書（3 か月）の簡素化及び注記内容の簡素化となります。

次に、財務会計基準機構（FASF）より本題の「平成 23 年 3 月期有価証券報告書の作成上の留意点」として、開示府令等の改正及び新会計基準等の適用を踏まえ、①包括利益に関する事項、②セグメント情報等の注記に関する事項、③非財務情報（セグメント情報に関連して記載する事項及び株式の保有状況に関する事項）、④その他連結財務諸表等に関する事項の記載上の留意点につきまして、約 1 時間半にわたり説明を行いました。

なお、四半期報告の大幅簡素化等を踏まえた「平成 23 年 6 月第 1 四半期報告書の作成上の留意点」の FASF セミナーは、6 月 6 日（月）～15 日（水）にかけて開催する予定となっています。

